

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）

（産前産後期間の国民健康保険税軽減措置について）

1. 概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和6年1月1日から出産被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税が減額されます。

2. 内容

子育て世帯の負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定又は出産した場合には、当該者につき算定した国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額します。

なお、低所得者の均等割軽減が適用されている場合には、低所得者の均等割軽減を適用した後の金額について減額を行います。

3. 対象者

国民健康保険の被保険者で出産予定日又は出産日が令和5年11月1日以降の人が対象となります。（対象者数は、年間で約30人を想定）

4. 対象期間

出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間）

※出産とは、妊娠85日（4か月）以上の出産をいい、死産・流産・早産を含む。

5. 減額対象となる保険税

出産被保険者に係る国民健康保険税のうち、令和6年1月以降の対象期間の所得割額及び均等割額

（例）令和5年11月1日に出産した場合、令和6年1月の1か月間が減額対象

日高市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表（参考資料）

改 正 案	現 行
(国民健康保険税の減額) 第21条 略 2 略 3 <u>国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が、第2条第2項ただし書、同条第3項ただし書及び同条第4項ただし書に定める額を超える場合には、当該額）とする。</u> (1) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (2) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (3) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (4) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る後期</u>	(国民健康保険税の減額) 第21条 略 2 略

<u>高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (5) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額</u> <u>当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> (6) <u>国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額</u> <u>当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u> <u>(出産被保険者に係る届出)</u> <u>第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、</u> <u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u> (1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u> (3) <u>出産の予定日</u> (4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u> (5) <u>その他市長が必要と認める事項</u> 2 <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u> (1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u> (2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u> (3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u> 3 <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができ</u>	
--	--

る。 <u>4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該 出産被保険者について同項各号に掲げる事項 及び第2項各号に掲げる書類において明らか にすべき事項を確認することができる場合は 、第1項の規定による届出を省略させること ができる。</u>	
---	--

※この資料では、一部改正条例（案）中、字句の整理に係る改正規定の部分は除いています。

産前産後期間の国民健康保険税 減額イメージ図

減額対象の期間 : 単胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属するの月の前月から出産（予定）日が属するの月の翌々月まで（4か月）
多胎妊娠の場合は、出産（予定）日が属するの月の3月前から出産（予定）日が属するの月の翌々月まで（6か月）

